機械器具１１　放射線障害防護用器具

一般医療機器　放射線防護用移動式バリア　JMDNｺｰﾄﾞ：38373000

スタンダード（含鉛）防護衝立

［形状・構造及び原理等］

Ｘ線防護材料を保護材で覆いフレームに固定する構造となっており、キャスター等で移動できる形状にしたもの。

＜形状＞

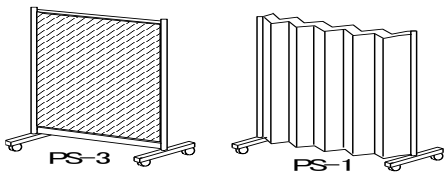

＜構造＞

構造は下記表１、表２に記載した通りである。

表１

単位:mm

種類	型式	サイズ	
		幅	高さ
アコーディオン式	PS−1	1500	1800
一面式	PS−3−A	900	1600 1800 の２種類
	PS−3−B		
	PS−3−C 注①		
	PS−3S	900	1100
二面式	PS−4−A	600+600	1600 1800 の２種類
	PS−4−B		
	PS−4−C 注①		

注①：PS−3−C、PS−4−C の含鉛ガラス寸法はW200×H150。

上記寸法は標準寸法であり、任意の寸法の場合もある。

本添付文章に該当する製品の製品名、型式、製造番号、鉛当量、サイズ等については、製品及び包装表示ラベルに記載されているので確認すること。

＜防護材の組成＞

塩化ビニル樹脂に鉛を混和したもの。

＜保護材の組成＞

ポリ塩化ビニル樹脂。

＜ポリ塩化ビニルの可塑剤＞

フタル酸ジアルキル。フタル酸ジー２－エチルヘキシル。

＜性能＞

ＪＩＳ　Ｚ４５０１で規定されるＸ線管電圧１００ｋＶでの試験において、「表２」に記載された値以上の鉛当量を有する。

表2　　単位:mmPb

型式	全面
PS−1	0.25 , 0.35 , 0.5
PS−3−A	0.25 , 0.35 , 0.5
PS−3−B	
PS−3−C 注②	
PS−4−A	
PS−4−B	
PS−4−C 注②	
PS−3S	0.13

注②：PS−3−C、PS−4−C の含鉛ガラスは1.1㎜Pb。

［使用目的又は効果］

＜使用目的＞

医学的診断又は治療及び歯科処置に用いた放射線による不必要な被曝から術者等を保護することを目的とした自立型の移動式バリアをいう。本品により人と一次放射線源又は散乱放射線源との間に物理的な放射線減衰バリアが生じる。大半は内部を目視することができるように透明な鉛ガラス製又はプラスチック製の挿入部がある。

＜効果＞

ＪＩＳＺ４５０１「Ｘ線防護用品類の鉛当量試験方法」で規定されているＸ線管電圧１００ｋＶでの試験において表示の鉛当量以上の遮蔽効果を有する。

［使用方法等］

①Ｘ線防護材料に損傷、またはその恐れのある場合は使用しないこと。
②折り曲げ等が繰り返されると、Ｘ線防護材料の遮へい効果を損ずる原因となるので注意すること。
③外観に傷、変形等が見付かったときは使用しないこと。
④フレームやキャスターに異常がある場合は使用しないこと（転倒の危険有り）。
⑤廃棄する場合は、必ず地方自治体の条例・規則に従い、許可を得た産業廃棄物処理業者に廃棄を依頼のこと。
⑥消毒は、消毒用アルコールで清拭すること。ガス滅菌、蒸気滅菌、煮沸、クレゾール等は、変質や早期劣化のおそれがあり、使用しないこと。

［保管方法及び有効期間等］

＜保管方法＞

直射日光が当たる場所や暖房器具等高温環境下での保管はしないこと。

＜有効期間＞

Ｘ線防護材料に損傷をきたすまで。

［保守・点検に係る事項］

＜使用者による保守点検事項（日常点検）＞

①日常の始業、終業時に目視、触覚等により遮蔽材の点検、フレーム及びネジ等の緩みの点検を必ず行うこと。
　Ｘ線防護材に損傷が発生しているおそれがあると判断した場合は、使用を中止してＸ線透視又は透過写真撮影により検査を行うこと。
②日常の始業、終業時に目視、触覚等により点検を必ず行うこと。
　Ｘ線防護材に損傷が発生しているおそれがあると判断した場合は、使用を中止してＸ線透視又は透過写真撮影により検査を行うこと。
③半年に１回以上のＸ線透視又は透過写真撮影による検査を行うこと。

［製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等］

■製造販売業者　株式会社 保科製作所
住　所　〒113-0033　東京都文京区本郷2-16-13
電話番号 03-3814-8765

■製造業者　株式会社 保科製作所
住　所　〒300-1216　茨城県牛久市神谷6-38-14
電話番号 029-874-3382